

本日、立憲民主党本部常任幹事会において県連代表・高井崇志衆議院議員の除籍処分が決定いたしました。

新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、緊急事態宣言が発出された後に都内歓楽街にて濃厚接触のおそれがある飲食店に出入りしたことは、あまりにも軽率で外出自粛を強いられている国民に対する裏切り行為であり、到底看過できるものではありません。

立憲民主党岡山県連合としても今回の事態は極めて遺憾であり、除籍処分は当然であると考え、県民の皆さまに深くお詫びを申し上げます。

また、高井氏は中国ブロック比例選出の議員であることから、同氏が自らの責任において議員辞職を決断することを、県連合として求めるものです。

県連合の代表が不在となることから、今後早急に執行部体制の立て直しを図り、県民の皆様の信頼回復に向けて、新型コロナウイルス対策をはじめとする諸課題に県連合一丸となって全力で取り組んでまいります。

何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

2020年4月15日

立憲民主党岡山県連合
代表代行 高原俊彦